

**高等学校に在籍する難聴の生徒に対する
県立ろう学校における通級による指導実施要項**

山梨県教育委員会

1 目的

この要項は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、高等学校に在籍する難聴の生徒（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの）に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための特別な指導を行うため、県立ろう学校（以下「ろう学校」という。）が実施する通級について定めるものとする。

2 通級による指導の内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

3 通級による指導の実施形態

通級による指導は、ろう学校の教員が当該生徒が在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）を巡回して行う。なお、指導を行う教員は、高等学校教諭免許状を有する者とする。

4 教育課程上の位置付け

- (1) 通常の教育課程に「ろう学校における通級による指導」を加えて実施する。
- (2) 指導時間は放課後とする。
- (3) 週当たりの指導時数・指導回数は生徒の状況に応じて、在籍校とろう学校が協議して決定する。

5 単位認定

- (1) 授業時数35時間を、1単位とする。ただし、年間7単位を超えない範囲とする。
- (2) 在籍校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 在籍校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年次途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

6 教育課程の編成及び指導要録の記載

在籍校の校長は、ろう学校と連携し、当該生徒の教育課程を編成する。

また、指導要録の記載に関しては、指導要録の（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、（指導に関する記録）表面の「留学」部分に手書きで見え消し線を引き、「自立活動」と修正して修得単位数を記載する。裏面の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、通級による指導を受けた学校名（山梨県立ろう学校）、通級による授業時数、指導期間、指導内容や結果等を、ろう学校から送付する指導記録に基づき記載する。

7 通級による指導の事務手続き

事前の教育相談・協議

在籍校、保護者及びろう学校は、ろう学校における通級による指導の必要性について、事前に教育相談・協議を行う。

指導の開始（資料1参照）

- (1) 在籍校の校長は、生徒がろう学校における通級による指導を受けることが適當と認めるときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 県教育委員会は、ろう学校と協議した上で、前項(1)の通知を受けた生徒について、在籍校の校長あて、指導開始月等を通知する。また、新規に通級を開始する生徒の在籍校及び氏名、指導開始月等をろう学校長あて通知する。（様式2－1）（様式2－2）
- (3) 在籍校の校長は、新規に通級を開始する生徒の保護者に対し、指導の開始について通知する。（様式3）
- (4) ろう学校長は、在籍校の校長に指導の計画書を提出する。（様式4）
- (5) 在籍校の校長は、通級による指導を受ける生徒の教育課程、指導の計画書（様式4）の写しを県教育委員会あて届け出る。（様式5）

指導の終了（資料2参照）

- (8) 在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該生徒が、通級による指導を終了することが適當と認めるときは、県教育委員会、当該生徒の保護者にその旨を通知する。
（様式6－1）（様式6－2）
- (9) 県教育委員会は、通級を終了する生徒の在籍校及び氏名をろう学校長あて通知する。
（様式6－3）

8 その他

- (1) 在籍校は、ろう学校と十分に連携を図りながら指導を行うように留意する。
- (2) 在籍校は、通級による指導を受ける生徒の個々の障害の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。